

議案第71号

鳥取県税条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

（鳥取県税条例の一部改正）

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後

(納付又は納入先)

第6条 略

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)

第6条の2 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させるときは、分割して納付し、又は納入すべき期限及び金額を定め、法第15条の2の2第1項の規定により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により分割して納付し、又は納入すべき期限及び金額を定めた場合において、その金額をその期限までに納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その期限及び金額を変更することができ

改 正 前

(納付又は納入先)

第6条 略

る。

(徴収猶予の申請手続等)

第 6 条の 3 法第 15 条第 1 項の規定による申請をしようとする者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があるこ

と及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又
は納入することができない事情の詳細

(2) 徴収金の年度、税目、納期限及び金額並びに徴収の猶予

を受けようとする金額及びその期間

(3) 法第 15 条第 3 項の規定の適用を受けようとする場合に

あっては、分割して納付し、又は納入しようとする期限及び
金額

(4) 第 6 条の 6 に規定する場合以外の場合にあっては、提供

しようとする担保の種類、数量、価額及び所在 (担保が保証

人の保証であるときは、その氏名及び住所又は居所)

(5) 第6条の6第3号に規定する場合にあっては、担保を徴
することができない特別の事情

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければなら
ない。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証する
書類

(2) 財産目録並びに資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 収入及び支出の状況を明らかにする書類

(4) 第6条の6に規定する場合以外の場合にあっては、担保
の提供に関する書類

3 法第15条第2項の規定による申請をしようとする者は、次に
掲げる事項を記載した申請書に、前項第2号から第4号までに
掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
い。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事

情の詳細

(2) 第1項第2号から第5号までに掲げる事項

4 法第15条第4項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(2) 徴収金の年度、税目、納期限及び金額並びに徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

(3) 法第15条第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、分割して納付し、又は納入しようとする期限及び金額

(4) 第1項第4号及び第5号に掲げる事項

5 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

6 法第15条の2第8項の条例で定める期間は、同条第7項の規定による通知を受けた日から起算して20日とする。

(職権による換価の猶予)

第6条の4 知事は、換価の猶予又は換価の猶予をした期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させるときは、分割して納付し、又は納入すべき期限及び金額を定め、法第15条の5の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項の規定により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により分割して納付し、又は納入すべき期限及び金額を定めた場合において、その金額をその期限までに納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その期限及び金額を変更することができる。

3 知事は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は同条第2項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 徴収金を誠実に納付し、又は納入することを誓約する書類

(2) 財産目録並びに資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 収入及び支出の状況を明らかにする書類

(4) 第6条の6に規定する場合以外の場合にあつては、担保の提供に関する書類

(申請による換価の猶予)

第6条の5 知事は、徴収金の納期限の翌日から起算して6月以内に滞納者から法第15条の6第1項の規定による申請があつた場合において、換価の猶予又は換価の猶予期間の延長に係る徴

収金の納付又は納入について、同条第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させるときは、分割して納付し、又は納入すべき期限及び金額を定め、法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項の規定により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により分割して納付し、又は納入すべき期限及び金額を定めた場合において、その金額をその期限までに納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その期限及び金額を変更することができる。

3 法第15条の6第1項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前条第3項に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 徴収金の年度、税目、納期限及び金額並びに換価の猶予

を受けようとする金額及びその期間

(3) 分割して納付し、又は納入しようとする期限及び金額

(4) 次条に規定する場合以外の場合にあっては、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在（担保が保証人の保証であるときは、その氏名及び住所又は居所）

(5) 次条第3号に規定する場合にあっては、担保を徴することができない特別の事情

4 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前条第3項に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 換価の猶予を受けた期間内に当該換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(2) 徴収金の年度、税目、納期限及び金額並びに換価の猶予期間の延長を受けようとする期間

(3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項

5 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8

項の条例で定める期間は、法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第7項の規定による通知を受けた日から起算して20日とする。

(担保の徴取を要しない場合)

第6条の6 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 徴収又は換価の猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合
- (2) 徴収又は換価の猶予を受けようとする期間が3月以下である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

(災害等による期限の延長)

第7条 知事は、県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得

(災害等による期限の延長)

第7条 知事は、県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得

ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。次項において同じ。）、納付又は納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。

2・3 略

（督促）

第12条 略

2 法第48条第1項及び第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を発していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを発しなければならない。

3 略

ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。次項において同じ。）、納付又は納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。

2・3 略

（督促）

第12条 略

2 法第48条第1項及び第2項の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を発していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを発しなければならない。

3 略

(利子割に係る更正及び決定に関する通知)

第52条 法第71条の11第4項の規定による更正又は決定の通知、
法第71条の14第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告
加算金額の決定の通知及び法第71条の15第5項の規定による重
加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(配当割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の8 法第71条の32第4項の規定による更正又は決定の通
知、法第71条の35第7項の規定による過少申告加算金額又は不
申告加算金額の決定の通知及び法第71条の36第5項の規定によ
る重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行
う。

(株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の16 法第71条の52第4項の規定による更正又は決定の通
知、法第71条の55第7項の規定による過少申告加算金額又は不

(利子割に係る更正及び決定に関する通知)

第52条 法第71条の11第4項の規定による更正又は決定の通知、
法第71条の14第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告
加算金額の決定の通知及び法第71条の15第4項の規定による重
加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(配当割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の8 法第71条の32第4項の規定による更正又は決定の通
知、法第71条の35第6項の規定による過少申告加算金額又は不
申告加算金額の決定の通知及び法第71条の36第4項の規定によ
る重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行
う。

(株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の16 法第71条の52第4項の規定による更正又は決定の通
知、法第71条の55第6項の規定による過少申告加算金額又は不

申告加算金額の決定の通知及び法第71条の56第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人(受託法人(法第72条の2の2第3項に規定する受託法人をいう。以下この条及び次条	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9

申告加算金額の決定の通知及び法第71条の56第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人(受託法人(法第72条の2の2第3項に規定する受託法人をいう。以下この条及び次条	各事業年度の付加価値額	100分の0.96
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.4
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5

において同じ。)を除く。 次項において同じ。)	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>
略		
略		

- 3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	<u>100分の1.2</u>
	各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.5</u>

において同じ。)を除く。 次項において同じ。)	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の3.7</u>
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の4.8</u>
略		
略		

- 3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.96</u>
	各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.4</u>

各事業年度の所得	100分の3.6
略	

4・5 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる 事業以外 の事業	外形標準課税対象法人(受託法人を除く。次項において同じ。)	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.3
		各事業年度の所	100分の0.5

各事業年度の所得	100分の4.8
略	

4・5 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる 事業以外 の事業	外形標準課税対象法人(受託法人を除く。次項において同じ。)	各事業年度の付加価値額	100分の0.96
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.4
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.9
		各事業年度の所	100分の1.4

	得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の0.7
略		
略		

- 3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
	各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
	各事業年度の所得	100分の0.7

	得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1.9
略		
略		

- 3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の0.96
	各事業年度の資本金等の額	100分の0.4
	各事業年度の所得	100分の1.9

略

4・5 略

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41第1項から第3項まで若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合(納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合)においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

略

4・5 略

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合(納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合)においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係（第62条第4項において「連結完全支配関係」という。）がある同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人（第62条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき）は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するととも

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係（第62条第4項において「連結完全支配関係」という。）がある同法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人（第62条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき）は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとと

に、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知)

第63条 法第72条の42の規定による更正又は決定の通知、法第72条の46第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第72条の47第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第9項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関

もに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知)

第63条 法第72条の42の規定による更正又は決定の通知、法第72条の46第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第72条の47第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関

する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第9項又は第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第

する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第13項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第13項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第10項又は第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第

1 項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第9項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知)

第123条 法第74条の20第4項の規定による更正又は決定の通知、
 法第74条の23第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第74条の24第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(ゴルフ場利用税に係る更正及び決定に関する通知)

1 項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第13項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知)

第123条 法第74条の20第4項の規定による更正又は決定の通知、
 法第74条の23第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第74条の24第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(ゴルフ場利用税に係る更正及び決定に関する通知)

第133条 法第87条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第90条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第91条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第133条 法第87条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第90条第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第91条第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成28年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の20 法第129条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第132条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第133条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の42 法第144条の44第4項の規定による更正又は決定の通知、法第144条の47第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第144条の48第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

第134条の20 法第129条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第132条第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第133条第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の42 法第144条の44第4項の規定による更正又は決定の通知、法第144条の47第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第144条の48第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)~(3) 略

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同項に掲げる自動車
で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表
の最大軽減税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車(同条第3項
に掲げる自動車を除く。)で平成26年4月1日から平成27年
3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27
年度分の自動車税及び同条第4項に規定する自動車(同条第
3項に掲げる自動車を除く。)で平成27年4月1日から平成
28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平
成28年度分の自動車税 次の表の最小軽減税率の欄に定める
額

略

(1)~(3) 略

(4) 法附則第12条の3第6項に掲げる自動車で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同項に掲げる自動車
で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表
の最大軽減税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第7項に規定する自動車(同条第6項
に掲げる自動車を除く。)で平成26年4月1日から平成27年
3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27
年度分の自動車税及び同条第7項に規定する自動車(同条第
6項に掲げる自動車を除く。)で平成27年4月1日から平成
28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平
成28年度分の自動車税 次の表の最小軽減税率の欄に定める
額

略

2 略

(産業廃棄物処分場税に係る更正及び決定に関する通知)

第228条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、法第733条の18第7項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

2 略

(産業廃棄物処分場税に係る更正及び決定に関する通知)

第228条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、法第733条の18第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

第139条を次のように改める。

第139条 削除

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

目次

第1章 略

第2章 普通税

第1節～第5節 略

第6節 ゴルフ場利用税（第125条 第134条の21）第7節 略第8節 自動車税第1款 通則（第135条 第137条の3）第2款 環境性能割（第137条の4 第137条の17）第3款 種別割（第138条 第146条）第9節 鉦区税（第147条 第158条）

第10節 略

目次

第1章 略

第2章 普通税

第1節～第5節 略

第6節 ゴルフ場利用税（第125条 第134条）第6節の2 自動車取得税（第134条の2 第134条の21）第6節の3 略第7節 自動車税（第134条の44 第146条）第8節 鉦区税（第147条 第153条）第9節 削除

第10節 略

第3章・第4章 略

附則

(県税として課する税目)

第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

(1) 普通税

ア～カ 略

キ 略

ク 略

ケ 略

コ 略

(2) 略

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同

第3章・第4章 略

附則

(県税として課する税目)

第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

(1) 普通税

ア～カ 略

キ 自動車取得税

ク 略

ケ 略

コ 略

サ 略

(2) 略

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同

表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
ゴルフ場利用税	西部県税事務所の所在地
略	
自動車税	種別割（普通徴収によるものに限る。） は、賦課期日現在における納税者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地（住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合 にあつては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地）
	環境性能割及び種別割（普通徴収によるものを除く。）は、東部県税事務所の所在地
略	

2 略

（納付又は納入先）

第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙

表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
ゴルフ場利用税	西部県税事務所の所在地
自動車取得税	東部県税事務所の所在地
略	
自動車税	普通徴収による場合は、賦課期日現在における自動車の所有者（法第145条第2項に規定する場合にあつては買主、同条第3項に規定する場合にあつては使用者）の住所又は事務所若しくは事業所の所在地（住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合 にあつては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地）
	証紙徴収による場合は、東部県税事務所の所在地
略	

2 略

（納付又は納入先）

第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙

徴収の方法により徴収される自動車税及び狩猟税に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとする。

(1)・(2) 略

2 略

(県税の減免)

第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

略	
自動車税の環境性能割	災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得し

徴収の方法により徴収される自動車取得税、自動車税及び狩猟税に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとする。

(1)・(2) 略

2 略

(県税の減免)

第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

略	
<u>自動車取得税</u>	災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得し

	た場合
自動車税の種別 割	災害により自動車が滅失し、又は損壊した 場合
略	

2 知事は、前項の表の右欄並びに第41条の3、第78条の2、第78条の3及び第137条の2に掲げる場合のほか、特別の事情があるため必要があると認める場合には、県税を減免することができる。

3 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中

	た場合
自動車税	災害により自動車が滅失し、又は損壊した 場合
略	

2 知事は、前項の表の右欄並びに第41条の3、第78条の2、第78条の3、第134条の7及び第137条の2に掲げる場合のほか、特別の事情があるため必要があると認める場合には、県税を減免することができる。

3 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中

欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略		
(7) ゴルフ場利用税	イ 第131条第1項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略		
(7) ゴルフ場利用税	イ 第131条第1項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(8) 自動車取得税	ア 第134条の21第1項の規定により不足税額を納付する場合の税額	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第125条第2項の規定により徴収猶予した税額	当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
	ウ 第134条の14第1項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額(イに掲げ	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

					る税額を除く。)	
					エ 第134条の14第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額(イに掲げる税額を除く。)	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
					オ 法第123条第2項の修正申告書に係る税額(イに掲げる税額を除く。)	当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
(8) 軽油	略			(9) 軽油	略	
引取税	エ 法第144条の22第4項(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)の規定により法第144条の2第1項の規定による引取りとみなされた免税軽油の引取りに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間		引取税	エ 法第144条の22第4項(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)の規定により法第144条の2第1項の規定による引取りとみなされた免税軽油の引取りに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(9) 自動車税の環境性能割	ア 第137条の17第1項の規定により不足税額を納付する場合の税額	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限の翌日				

		から1月を経過する日 までの期間
イ	法第164条第2項の 規定により徴収猶予し た税額	当該猶予した期間の末 日の翌日から1月を経 過する日までの期間
ウ	第137条の10第1項 の申告書でその提出期 限までに提出したもの に係る税額（イに掲げ る税額を除く。）	当該税額に係る納期限 の翌日から1月を経過 する日までの期間
エ	第137条の10第1項 の申告書でその提出期 限後に提出したものに 係る税額（イに掲げる 税額を除く。）	当該提出した日までの 期間又はその日の翌日 から1月を経過する日 までの期間
オ	第137条の11第2項 の修正申告書に係る税 額（イに掲げる税額を 除く。）	当該修正申告書を提出 した日までの期間又は その日の翌日から1月 を経過する日までの期 間
(10) 自動 車税の種 別割	第141条第1項の規定 による納期限後に納付す る場合の税額	当該納期限の翌日から 1月を経過する日まで の期間
略		

(10) 自動 車税	第141条第1項の規定 による納期限後に納付す る場合の税額	当該納期限の翌日から 1月を経過する日まで の期間
略		

2 第142条第3項の規定により普通徴収の方法により徴収される自動車税の種別割を納付する納税者は、当該税額に、当該種別割に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければならない。

3～5 略

（法人税割の税率）

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割	税率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割	100分の1
略	

2～6 略

2 第142条第3項の規定により普通徴収の方法により徴収される自動車税を納付する納税者は、当該税額に、当該自動車税に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければならない。

3～5 略

（法人税割の税率）

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割	税率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割	100分の3.2
略	

2～6 略

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額
略	
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業(貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。)	収入割額

2～5 略

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額
略	
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	収入割額

2～5 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、前条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額

は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人(受託法人を除く。次項において同じ。)	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.3
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.5
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の0.7
	特別法人	各事業年度の所	100分の3.4

		得のうち年400万円以下の金額	
		各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.6
	その他の法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.1
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6.7
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	各事業年度の収入金額	100分の0.9

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の1.2
	各事業年度の資本金等の額	100分の0.5
	各事業年度の所得	100分の0.7
特別法人	各事業年度の所得	100分の4.6
その他の法人	各事業年度の所得	100分の6.7

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2) に掲げる 事業以外 の事業	各事業年度の所得のうち年400万 円以下の金額	100分の3.4
	各事業年度の所得のうち年400万 円を超え年10億円以下の金額	100分の4.6
	各事業年度の所得のうち年10億円 を超える金額	100分の5.5
(2) 電気 供給業、 ガス供給 業及び保 険業	各事業年度の収入金額	100分の0.9

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10	100分の4.6

第134条の2から第134条の21まで 削除

億円以下の金額	
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5

第6節の2 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第134条の2 自動車取得税は、自動車の取得に対し、その自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（自動車に付加して一体となっている物として法第113条第2項の施行令で定めるものを含む。）をいい、道路運送車両法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち2輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他法第113条第2項の施行令で定める自動

車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第134条の3 前条第1項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

第134条の4 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第113条第2項の施行令で定める自動車の取得をした者(以下この条にお

いて「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条及び次条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第7条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に前条第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届

出を当該運行の用に供することとみなす。

第134条の5 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から最初に県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、

自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の課税免除)

第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第4号に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1) 日本赤十字社が、救急業務、採血業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車
- (2) 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所が救急業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車
- (3) 一般財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車
- (4) 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車(当該特定非営利活動法人がその設立の日

から6月以内に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録がされたものに限る。)

(自動車取得税の減免)

第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年(当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合にあっては、3年)以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、減免しないものとする。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合
- ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が取得したものに限る。）
- イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車
- ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に
限る。）の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常
時介護する者が運転する自動車
- (2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合
- (3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものを取得した場合

(自動車取得税の減免額)

第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号アに該当するもの 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の生業のために運転する場合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回数が1週間に1回又は2回である場合 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は150万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 前条第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の取得価額のうち構造の変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

(自動車取得税の課税標準)

第134条の9 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時ににおける当該自動車の通常取引価額として法第118条第2項の総務省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

(1) 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で法第118条第2項第1号の施行令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で同号の施行令で定めるもの

(2) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法（明治29年法律第89号）第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(3) 第134条の4第1項又は第134条の5の規定により自動車の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の取得

（自動車取得税の課税標準の特例）

第134条の9の2 法附則第12条の2の5の規定の適用を受ける自動車取得税の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

（自動車取得税の税率）

第134条の10 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 営業用の自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車を除く。）及び同条の軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 法附則第12条の2の3第2項に掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の3第3項に掲げる自動車で初めて新規登

録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の3第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の3第5項に規定するガソリン自動車で初

めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

（自動車取得税の免税点）

第134条の12 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

（1） 次号の自動車の取得以外の自動車の取得 15万円

（2） 平成30年3月31日までに行われた自動車の取得 50万円

（自動車取得税の徴収方法）

第134条の13 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第134条の14 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の総務省令で定める様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があった日から15日

を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けべき自動車の取得又は法第122条第1項第3号の総務省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）又は同号の総務省令で定める日

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、法第122条第2項の総務省令で定める様式によって、当該自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付）

第134条の15 前条第1項の規定によって申告書を提出すべき者

は、当該申告書の提出期限後においても、法第129条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条第1項の規定によって申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告

書若しくは修正申告書を提出した者又は法第129条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第123条第2項の総務省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 自動車取得税の納税義務者は、第134条の14第1項

又は前条の規定によって自動車取得税を納付する場合(法第131

条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する
場合を含む。)には、これらの規定による申告書又は修正申告
書に鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)第3条
に規定する収入証紙(以下「鳥取県収入証紙」という。)を
貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に
相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又
は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納
税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼り付けに代え
ることができる。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第134条の16の2 自動車取得税の納税義務者が正当な理由がなく
て第134条の14第1項の規定による申告書を同項各号に規定する
申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その
者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指
定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の
免除に関する申告)

第134条の17 法第125条第1項の規定の適用を受けようとする者
は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した
申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付し
て、知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号

(3) 譲渡担保財産の設定をした年月日

(4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る
自動車を移転した年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予に

関する申告等)

第134条の18 法第125条第2項の規定の適用を受けようとする者

は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第134条の14第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号

(3) 譲渡担保財産の設定をした年月日

(4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

2 法第125条第6項の規定による自動車取得税の還付を受けよう

とする者は、当該自動車取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第125条第2項の規定によって徴収の猶予を受けた者が同条

第1項の規定の適用がないことが明らかとなった場合には、その徴収猶予を取り消し、徴収猶予した徴収金を直ちに徴収す

る。

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除の申請)

第134条の19 法第126条第1項の規定の適用を受けようとする者

は、次に掲げる事項を記載した還付申請書又は免除申請書に当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 還付又は免除を受けようとする自動車取得税の年度及び税額

(2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号

(3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号

(4) 自動車を返還した年月日

(5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(6) その他知事が必要であると認める事項

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の20 法第129条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第132条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第133条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車取得税に係る不足税額等の納付手続)

第134条の21 前条の通知書を受理した申告納付すべき納税者は、不足税額（法第130条第1項に規定する不足税額をいう。）、過少申告加算金額（法第132条第1項に規定する過少申告加算金額をいう。）、不申告加算金額（同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。）又は重加算金額（法第133条第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。）があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

第7節 軽油引取税

第8節 自動車税

第1款 通則

(用語)

第135条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境性能割 法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。
- (2) 種別割 法第145条第2号に規定する種別割をいう。
- (3) 自動車 法第145条第3号に規定する自動車をいう。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過する日とする。

第6節の3 軽油引取税

第7節 自動車税

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(4) 新規登録 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録をいう。

(自動車税の納税義務者等)

(1) 新車新規登録 法附則第12条の3第1項第1号に規定する新車新規登録をいう。

(2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。

(3) 天然ガス自動車 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(4) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(自動車税の納税義務者等)

第135条の2 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他法第146条第2項の施行令で定める者を含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第135条の3 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有

第135条 自動車税は、自動車（軽自動車税の課税客体である自動車その他法第145条第1項の施行令で定める自動車を除く。以下この節において同じ。）に対し、その所有者（所有者が法第146条第1項の規定によって自動車税を課することができないものである場合には、その所有者以外の使用者）に課する。

2 自動車の売買があった場合において、売主が当該自動車の所有権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、買主を当該自動車の所有者とみなす。

権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第146条第2項の施行令で定める自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が新規登録を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(自動車税の非課税)

第136条 略

2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、環境性能割を課さない。

(自動車税の非課税)

第136条 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を課さない。ただし、第2号及び第3号に規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1) 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所が救急業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車
- (2) 一般財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車
- (3) 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車(当該特定非営利活動法人がその設立の日から6月以内に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に新規登録又は道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録(以下この節において「移転登録」という。)を受けたものに限る。)

2 以下の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を

(自動車税の課税免除)

第137条

以下の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税

課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(11) 略

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の環境性能割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、環境性能割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより環境性能割の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車の取得の日から2年(当該自動車の取得が最初の新規登録に係るものである場合にあっては、3年)以内に行った新たな自動車の取得については、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、環境性能割を減免しないものとする。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を

を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(11) 略

(自動車税の減免)

第137条の2

有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が取得したものに限る。）

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものを取得した場合

2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の項の右欄に

知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場

掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより種別割の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る種別割を減免することができる。

(1) 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が前項第1号アからウまでのいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合

合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が次のいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が所有するものに限る。）

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等

(2)・(3) 略

3 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により種別割を減免することができる。

(自動車税の減免額)

第137条の3 前条第1項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号アに該当するもの 当該自動車に係る環境性能割の全額又は250万円に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に
限る。)の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常
時介護する者が運転する自動車

(2)・(3) 略

2 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により自動車税を減免することができる。

(自動車税の減免額)

第137条の3

(2) 前条第1項第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる

区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転す

る回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の

生業のために運転する場合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回

数が1週間に1回又は2回である場合 当該自動車に係る

環境性能割の全額又は150万円に当該自動車に係る環境性能

割の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 前条第1項第2号又は第3号に該当するもの 当該自動

車の構造の変更に要した金額に当該自動車に係る環境性能割

の税率を乗じて得た額に相当する額

2 前条第2項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号又は第

3号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生

した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は

前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号、第2号及び

第4号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発

生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又

規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第2項第1号に該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 前条第1項第1号アに該当する自動車の場合又は同号イ若しくはウに該当する自動車を身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上で

は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第1号アに該当するもの 納付すべき自動車税の税額の全額又は45,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の生業のために運転する場合 前号に定める額

ある場合若しくは身体障害者等の生業のために運転する場合 納付すべき種別割の税額の全額又は45,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額

イ 前条第1項第1号イ又はウに該当する自動車を身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回数が1週間に1回又は2回である場合 納付すべき種別割の税額の全額又は23,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額

(2) 前条第2項第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額（賦課期日以後5月31日以前

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回数が1週間に1回又は2回である場合 納付すべき自動車税の税額の全額又は23,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額

(3) 前条第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額（賦課期日以後5月31日以前にお

前において、法第177条の10第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額)

(3) 前条第2項第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあつては総排気量等が、トラックにあつては最大積載量等が、バスにあつては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の種別割の税額に相当する額を、当該年度分の種別割の税額から控除して得た額

第2款 環境性能割

(環境性能割の課税標準)

第137条の4 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として法第156条の総務省令で定めるところにより算定した金額(第137条の8において「通常の取得価額」という。)とする。

いて、法第150条第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額)

(4) 前条第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあつては総排気量等が、トラックにあつては最大積載量等が、バスにあつては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額に相当する額を、当該年度分の自動車税の税額から控除して得た額

(環境性能割の課税標準の特例)

第137条の5 法附則第12条の2の12の規定の適用を受ける環境性能割の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

(環境性能割の税率)

第137条の6 法第157条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 法第157条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 前2項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

(環境性能割の税率の特例)

第137条の7 営業用の自動車に対する前条の規定の適用について

は、当分の間、同条第1項中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、前条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(環境性能割の免税点)

第137条の8 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対して

は、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収方法)

第137条の9 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によ

る。

(環境性能割の申告納付)

第137条の10 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動

車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定める様式によって、環境性能割の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 移転登録を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第2項の総務省令で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第137条の11 前条第1項の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第168条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第168条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標

準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第161条第2項の総務省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第137条の12 環境性能割の納税義務者は、第137条の10第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する収入証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができ

る。

(環境性能割に係る不申告に関する過料)

第137条の13 環境性能割の納税義務者が第137条の10の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等に関する申告)

第137条の14 法第164条第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付し

て、知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る
自動車を移転した年月日

2 法第164条第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲
げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契
約書の写しを添付して、第137条の10第1項の規定による申告を
する際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

3 法第164条第6項の規定による環境性能割の還付を受けようと
する者は、当該環境性能割の年度及び税額並びに第1項各号に

掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等の申請)

第137条の15 法第165条第1項の規定の適用を受けようとする者

は、次に掲げる事項を記載した免除申請書に、当該自動車の性能が良好でないことその他同項の総務省令に定める理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 免除を受けようとする環境性能割の年度及び税額
- (2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号
- (3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号
- (4) 自動車を返還した年月日
- (5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(6) その他知事が必要であると認める事項

2 法第165条第2項の規定による環境性能割の還付を受けようとする者は、当該環境性能割の年度及び税額並びに前項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知)

第137条の16 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第170条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(環境性能割に係る不足税額等の納付手続)

第137条の17 前条の通知を受けた者は、環境性能割に係る不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない

ない。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重
加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過
する日とする。

第3款 種別割

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に
掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の
表の通常税率の欄に定める額
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用い
る自動車で平成16年3月31日までに最初の新規登録を受けた
もの(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車、同項第

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号
に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる自動車税以外の自動車税
次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用い
る自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたも
の(電気自動車、天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項

2号に規定する天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車（以下「電気自動車等」という。）を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（電気自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に最初の新規登録を受け

に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下「電気自動車等」という。）を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（電気自動車等を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた

たものに係る平成29年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

- (5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成29年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

略

- 2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる種別割にあっ

ものに係る平成27年度分の自動車税及び同項に掲げる自動車で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

- (5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車(同条第3項に掲げる自動車を除く。)で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同条第4項に規定する自動車(同条第3項に掲げる自動車を除く。)で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

略

- 2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税に

ては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる種別割にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる種別割にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

(種別割の賦課期日)

第140条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(種別割の納期)

第141条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するもの又はやむを得ない事情により前項の納期により難しいものの納期は、知事が定めて納税通知書に記載したとこ

あつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

(自動車税の賦課期日)

第140条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の納期)

第141条 自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するもの又はやむを得ない事情により前項の納期により難しいものの納期は、知事が定めて納税通知書に記載したと

ろによる。

(種別割の徴収方法)

第142条 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

- 2 新規登録の申請があった自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。
- 3 第144条の規定により提出すべき申告書の提出がなかったことにより前項の規定によって種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付する

ろによる。

(自動車税の徴収方法)

第142条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

- 2 道路運送車両法第7条の規定による登録の申請があった自動車について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。
- 3 第144条の規定により提出すべき申告書の提出がなかったことにより前項の規定によって自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(自動車税の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付す

者は、新規登録の申請をする際に、次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第144条 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条の規定による変更登録若しくは移転登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入の手続をする場合には、法第177条の13第1項の総務省令で定める様式によって、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

る者は、道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をする際に、次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第144条 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第7条、第12条若しくは第13条の規定による登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入の手続をする際に、法第152条第1項の総務省令で定める様式によって、自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告)

第145条 第135条の3第1項に規定する売主は、当該自動車の買主の住所若しくは居所又は所在地が不明であることを理由として知事が請求したときは、当該請求のあった日から20日以内に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1) ~ (6) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第146条 種別割の納税義務者又は第135条の3第1項に規定する売主が前2条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

第9節 鉦区税

(所有権留保付自動車に係る売主の報告)

第145条 第135条第2項に規定する売主は、当該自動車の買主の住所若しくは居所又は所在地が不明であることを理由として知事が請求したときは、当該請求のあった日から20日以内に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1) ~ (6) 略

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第146条 自動車税の納税義務者又は第135条第2項に規定する売主が前2条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

第8節 鉦区税

第9節 削除

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第4条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和29年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車税の税率)</p> <p>第3条 自動車税の税率は、鳥取県税条例第138条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p>	<p>(自動車税の税率)</p> <p>第3条 自動車税の税率は、鳥取県税条例第138条<u>及び第139条</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p>

第5条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)第4条第1項の規定に基づき、<u>自動車税の種別割</u>の徴収について鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)第4条第1項の規定に基づき、自動車税の徴収について鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴</p>

別割の徴収の方法)

第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割は、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。

2 前項の規定による自動車税の種別割の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中(4月中以後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者)にあっては、当該種別割の納税義務が発生した月の翌月中)において、県の発行する第1号様式の証紙を知事から購入して、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。

3 前項の場合において、自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に第2号様式の検印を受けたときに完了するものとする。

(自動車税の種別割の税率)

第3条 自動車税の種別割の税率は、鳥取県税条例第138条の規定

収の方法)

第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税は、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。

2 前項の規定による自動車税の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中(4月中以後に自動車税の納税義務が発生した者)にあっては、当該自動車税の納税義務が発生した月の翌月中)において、県の発行する第1号様式の証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。

3 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に第2号様式の検印を受けたときに完了するものとする。

(自動車税の税率)

第3条 自動車税の税率は、鳥取県税条例第138条の規定にかかわ

にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)~(3) 略

らず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)~(3) 略

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第24条の16 略 2 略 3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号) <u>第137条第2項第4号又は第137条の2第</u>	(使用料) 第24条の16 略 2 略 3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号) <u>第137条第4号又は第137条の2第1項第</u>

2項第1号に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。

4・5 略

1号に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。

4・5 略

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第7条 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方活力向上地域における県税の不均一課税)</p> <p>第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。)</p> <p>第2条第2号に規定する特別償却設備設置者(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)につ</p>	<p>(地方活力向上地域における県税の不均一課税)</p> <p>第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。)</p> <p>第2条第2号に規定する特別償却設備設置者(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)につ</p>

いて、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度（以下この項において「基準年」という。）以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第58条及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

略	
---	--

2 略

いて、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度（以下この項において「基準年」という。）以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第58条の2及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

略	
---	--

2 略

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取県税条例第7条の改正規定及び同条の前に5条を追加する改正規定並びに附則第8条の規定 平成28年4月1日

(2) 第1条中鳥取県税条例第52条、第53条の8、第53条の16、第63条、第123条、第133条、第134条の20、第134条の42及び第228条の改正規定 平成29年1月1日

(3) 第3条及び第5条から第7条まで並びに次条、附則第4条、第5条及び第7条の規定 平成29年4月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例(以下「29年新条例」という。)第40条第1項の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 第1条及び第2条の規定による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第3条の規定による改正前の鳥取県税条例(以下「29年旧条例」という。)第58条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

2 第7条の規定による改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第4条第1項の規定は、平成29年4月

1 日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第5条 平成29年4月1日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

第7条 29年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 29年新条例第137条の2第1項ただし書の規定の適用については、29年旧条例第134条の7第1号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者は、当該減免の対象となった自動車について、自動車税の環境性能割の減免を受けたものとみなす。

3 29年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度分以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第8条 第190国会において地方税法等の一部を改正する法律案が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。